

第2号様式(第10条関係)

平成 31 年 4月 26日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 山 川 典 二



平成30年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり平成30年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

平成30年度 政務活動費収支報告書

山川典二

1 収 入 政務活動費 1,800,000

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	33,500	宮古島市天然ガス資源の視察
研 修 費	0	個人負担(計上せず)
広聴広報費	103,440	議会報告会案内ハガキ 印刷代・郵送代、議会報告会会場代、議会報告会講師謝礼代、議会報告ニュース 印刷代
要請陳情等活動費	0	
会 議 費	0	個人負担(計上せず)
資料作成費	0	
資料購入費	23,760	八重山日報
事務所費	743,216	家賃 駐車場代 水道代 電気代
事 務 費	20,922	クラウドソフトウェア・切手・レーザーポインター・A4用紙
人 件 費	968,659	給与 労働保険料
合 計	1,893,497	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

統一様式 - ①

経費区分別支出一覧表

経費区分 調査研究費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
3/1	宮古島市天然ガス資源の視察(3/16~17)	33,500	全額	33,500
A. 小計				33,500
B. (ガソリン代総額 - 費用弁償(交通費)総額) × 1/2				
C. 支払証明書計				
充当合計(A+B+C)		/	/	33,500

視察調査報告書

経費区分	視察調査費			
年月日	平成31年 3月16日(土)～3月17日(日)			
場所	宮古島市城辺保良、平良港 他			
相手方	宮古島市役所 企画政策部 エコアイランド推進課 資源活用推進係 宮古島市議会議員 新里匠 他			
目的	宮古島市天然ガス資源活用推進計画に基づく実証実験等の視察、平良港湾内の物流施設と観光クルーズ船の係留施設の視察と意見交換、灌漑施設の視察			
日程概要	月日(曜日)	時間	場所	内容
	3月16日(土)	13時～	海宝館地内	天然ガスを利用したガスセパレーター、ディーゼル発電機、植物工場、足湯などの温浴事業の視察
	"	17時	宮古R-1号井	天然ガス試掘井と周辺環境の視察
	3月17日(日)	10時～	平良港 宮古島灌漑施設等	平良港湾内の物流施設及び観光クルーズ船の係留施設の視察並びに運用整備等について意見交換、灌漑施設の視察
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・天然ガスを利用したガスセパレーター、ディーゼル発電機、植物工場、足湯などの温浴事業の視察 ・天然ガス試掘井と周辺環境の視察 ・平良港湾内の物流施設及び観光クルーズ船の係留施設の視察並びに運用整備等の意見交換 ・灌漑施設の視察 			
成果及び所見	<p>【成果及び所見】 天然ガスを利活用している海宝館地内の視察調査を行った結果、温泉水を利用した足湯、メタンガスを用いて発電した電気を活用した野菜工場での実証実験の成果、マンゴーの温湯利用への実用に向けた可能性等の報告を受けた。今回の視察結果を踏まえ、今後の水溶性天然ガス資源の活用による新たな地域振興、ポスト沖縄振興計画に向けた政策提案に活用していきたい。</p>			

領収書

下記、正に領収いたしました。

発行 No JJP0000604522
表示日: 2019年04月02日

宛名	山川典二 様
金額	¥ 33,500- <small>※但し、航空券代・宿泊代・レンタカー代等として(クレジットカード決済)</small>
予約番号	JJP1AP08JT
旅行期間	2019年03月16日 ～ 2019年03月17日
決済日	2019年03月01日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。

株式会社リクルート
〒100-6640
東京都千代田区丸の内1-9-3グラントウキヨウサウスタワー

3/16 宮古着11:25
3/17 宮古発16:55

日帰りや午前中の飛行機に乗りたかったが、下地島空港レセプションの影響でチケットが取れず、17日の夕方の便になった。

経費区分別支出一覧表

経費区分 広聴広報費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
6/22	議会報告会開催案内ハガキ 印刷代	4,250	1/2	2,125
7/2	議会報告会開催案内ハガキ 郵送代	103,540	1/2	51,770
7/27	議会報告会 会場代	27,851	1/2	13,925
7/27	議会報告会と意見交換会の講師謝礼金	30,000	1/2	15,000
12/24	議会報告ニュース 印刷代	10,310	全額	10,310
12/27	議会報告ニュース 印刷代	10,310	全額	10,310
A. 小計				103,440
B. 支払証明書計				
広聴広報費 充当合計		/	/	103,440

充当割合* (5 / 10) (政務活動以外が含まれるので案分)

広報広聴費

領収書

議会報告会の案内はがき
印刷代

2018年06月22日

山川典二 御中

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願ひ申し上げます。

株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野田3-1

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890

お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 4,250円 (税込)

納品期日 3営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC16616073	品名：議会報告会案内はがき ポストカード(100×148) / 両面スミ1色 / アートポスト180 / 2,500部 / 加工1：トンボ仕上がり断裁 (ご注文サイズでお納め) 加工2：	1	4,250	4,250
合 計				4,250

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

$$4250 \div 2 = 2125$$

山川典二 議会報告会と 意見交換会のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて県議会での活動も3年目を迎え、この間、私は、沖縄県、那覇市、各離島のために様々な課題に取り組んで参りました。つきましては、県議会での活動を皆様にご報告いたしたく、表面の日程にて議会報告会、並びに私がコーディネーターとなり「東アジアにおける沖縄の可能性」について各界からパネリストをお招きし、意見交換会を開催いたします。公私ともにお忙しいとは存じますが、ぜひともご出席を賜りますようお願い申し上げます。 謹白

平成 30 年 6 月 吉 日

沖縄県議会議員 山川典二

<意見交換会パネリスト> (予定) ※敬称略

東 良和 (沖縄ツーリスト株式会社 代表取締役会長)

玉城 研太郎 (那覇西クリニック 乳腺科 診療部長)

新谷 隆 (国際大学 GLOCOM 主幹研究員 / 沖縄地域統括長)

連絡先: [REDACTED] (山川典二事務所)

郵便はがき

料金別納
郵便

はがき
表面

山川典二 議会報告会と 意見交換会「東アジアにおける沖縄の可能性」

7/27 金 PM6:30~ ※無料

沖縄県男女共同参画センター

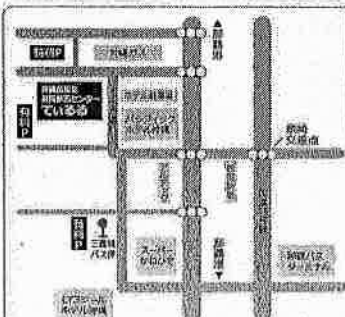
ているる 1階 ホール

那覇市西 3-11-1

TEL:098-866-9090

※混雑が予想されますので、お越しの際はバス・タクシー又は乗合でお願いいたします

受付にこのはがきをお渡してください



充当割合* (5 / 10) (政務活動以外が含まれるので案分 広報広聴費

議会報告会の案内ハガキ
郵送料

領収書

毎度ありがとうございます

山川 晃二 様

[別納引受]	
第二種通常はがき @62	1,670通 ¥103,540
小計	¥103,540
郵便物引受合計通数	1,670通
課税計	¥103,540
(内消費税等)	¥7,669
非課税計	¥0
合計	¥103,540
お預り金額	¥104,000
おつり	¥460

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時：2018年 7月 2日 18:25
担当：[REDACTED]
発行No. 180702A6862 端N69箱03
連絡先：那覇中央郵便局
TEL:0570-005-396

$103540 \div 2 = \underline{\underline{51770}}$

充当割合* (5 / 10) (政務活動以外が含まれるので案分) 広報広聴費

議会報告会
会場代
備品代

領 収 証

山川典二事務所 様

沖縄県男女共同参画センター管理運営団体
代表 眞積 崇子
〒900-0036
沖縄県那覇市西3丁目1番1号
電話 098-866-9090
FAX 098-866-9088

¥28,530-

但し、施設利用料として

2018年07月27日 上記正に領収致しました

申請番号	利用施設	利用日	利用時間	料金
2909836	ホール	2018/07/27	18:00 ~ 21:00	¥14,490-
2909836	ホール備品	2018/07/27	~	¥14,040-
			~	
			~	
			~	
			~	
			~	
			~	
			~	
			~	
			~	
			~	
			~	
			~	
			~	
			~	
			~	
			~	
			~	
			~	
			~	
計				¥28,530-

発行: XXXXXXXXXX

※別紙参照 ←
 ホール備品代 ¥14040 = 遡徴収
 ¥679 が含まれているので
 ¥28530 - 679 = 27851
 1/2 計上なので
 27851 ÷ 2 = 13925

平成31年2月14日

山川典二事務所 御中

沖縄県男女共同参画センター管理運営団体

〒900-0036 那覇市西 3-11-1

TEL : 098-866-9090 fax : 098-866-9088

返金明細書

平素より格別のお引き立てを賜り厚くお礼を申し上げます。

この度は、ていりるホール・スーパープロジェクター利用料金の過徴収でご迷惑をおかけいたしました。過徴収分につきましては、下記金額をご指定の銀行口座に入金致しましたので、御確認の上別添「受領証」に署名・押印の上ご返信くださいますようお願い申し上げます。

今後とも沖縄県男女共同参画センターをご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

スーパープロジェクター利用料・返金額 / 679 円

○内訳

	日付	催 事 名 称	過請求額	遅延 損害金	返金額
1	2018/7/27	山川典二議会報告会	¥660	¥19	¥679
2					
3					
4					
5					
6					
7					
合計			679円		

※遅延損害金：過徴収による損害金。利用日を元に年6%（日割計算）で計算します。

※返金額は、返金手続き書類到着日で確定しております。

充当割合* (5/10) (政務活動以外が含まれるので案分) 広報広聴費

議会報告会
パネリスト謝礼代

領 収 書

平成30年7月27日

山川 典二 殿

下記の金額確かに領収いたしました。

一 金 10,000 円也

内 訳

期 間	内 容
平成30年7月27日	山川典二議会報告会と意見交換会のパネリスト謝礼金

住 所



氏 名



$10000 \div 2 = 5000$

議会報告会の
パネリスト謝礼金

領 収 書

平成30年7月27日

山川 典二 殿

下記の金額確かに領収いたしました。

金 10,000 円也

内 訳

期 間	内 容
平成30年7月27日	山川典二議会報告会と意見交換会のパネリスト謝礼金

住 所

氏 名

$10000 \div 2 = \underline{5000}$

議会報告会の
パネリスト謝礼金

領 収 書

平成30年7月27日

山川 典二 殿

下記の金額確かに領収いたしました。

一 金 10,000 円也

内 訳

期 間	内 容
平成30年7月27日	山川典二議会報告会と意見交換会のパネリスト謝礼金

住 所

[Redacted address]

氏 名

[Redacted name]

$10000 \div 2 = 5000$

広聴広報活動記録簿

年 月 日	平成30年7月27日（金）午後6時00分～8時
場 所	沖縄県男女共同参画センター ているる
対 象	沖縄県民
参 加 者	100名
目 的	議会活動の報告と識者を招き、わかりやすく県政を伝え、住民の県政に関する要望・意見を聴く
内容及び所見	<ul style="list-style-type: none"> ・観光について ・医療について ・ITについて <p>～以上3項目についてのパネリストを招き、各項目の状況と沖縄における今後の役割などを発表。その後、「東アジアにおける沖縄の可能性」について三人のパネリストと意見交換を行いました。</p> <p>参加者から寄せられた意見・要望等で多かったものを下記に記す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育に関することでは「子供世帯の貧困問題」 ・医療・福祉に関することでは「国保税の軽減」 ・高齢者に関することでは「介護サービスの充実」 ・経済産業振興に関することでは「地場産業の創出や育成」 ・那覇軍港返還後の港湾開発については「雇用の増える産業の誘致」 <p>以上の貴重な意見を今後の政策提案に活用していきたい。</p>
配付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・観光について ・医療について ・ITについて
備 考	

政務活動のみでの支出であるので、全額充当

広報広聴費

領収書

議会報告ニユ-2
EP名リテ

2018年12月24日

山川典二 御中

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしく願い申し上げます。

株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野田354

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890

お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 10,310円 (税込)

納品期日 当日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC18332960	品名：2018山川典二議会報告 A3 / 両面4色 / コート90 / 500部 / 加工1：長辺2つ折りクロス短辺Z折り 加工2：	1	10,310	10,310
合 計				10,310

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。

※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

政務活動のみでの支出であるので、全額充当

(増刷分)

広報広聴費

議会報告ニユニ

印刷代

領収書

2018年12月27日

山川典二 御中

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願ひ申し上げます。

株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野田3-4

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-8890

お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 10,310円 (税込)

納品期日 当日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC18359140	品名：2018山川典二議会報告2 A3 / 両面4色 / コート90 / 500部 / 加工1：長辺2つ折りクロス短辺Z折り 加工2：	1	10,310	10,310
合 計				10,310

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、

印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。

※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

県民投票の修正案として「やむを得ない」「どちらとも言えない」を加えた四者択一を提案したが、与党の晋さんは、頑なに固執し話し合いにも乗ろうとせず「辺野古基地建設の賛成、反対」の二者択一を数の力での採決した。

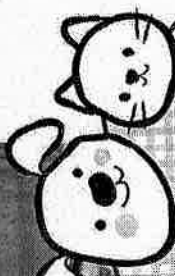
辺野古移設は、賛成か反対かの二者択一。稚拙な内容ではないか。県民の大体は、賛成か反対かといったらみみんな反対に決まっている。

また、県民投票をやらない市町村が出た場合、それでも県民投票を行うのか。そしてそれは県民投票と言えるのか。

平成30年10月
第7回定例会



県民投票は5億5000万円の税金も使うわけだから、県全体の41市町村すべてでやって初めて意義がある。



命が尊重される動物愛護の政策に取り組み、犬・猫殺処分のゼロから廃止に具体的な計画をお聞きしたい。

自民党派
東京へ
行政視察・
研修

豊洲市場
を視察
しました



自民党派(沖縄県団)
県外 視察・研修
2018年11月14日(水)～17日(土)



平成30年12月
第8回定例会



地主の方々は防衛施設なのに市街化区域指定なので全国一高い固定資産税などを支払っている。

復帰後、米国防軍管理の軍港なのに、県はいまだに開発不能な市街化区域に指定し46年間もずっと同じ状態が続いている。

県執行部の答弁は、絞切り型の答弁を繰り返して「那覇軍港(那覇港湾施設)」については全く認識がないことが改めて分かった。

那覇軍港に総務省から毎年交付されている基地交付金や調整金などの累計総額の説明もできない程度にお粗末の上なかつた。

那覇軍港の地主の90%以上は30～50坪の土地の所有者で先の大戦(といっても73年前)終結前に住んでいた故郷だ。

戦後米軍に土地を接収され、27年間の米国防治下時代は他の場所と生活できるを得なかったが、復帰直後に開発できる市街化区域に指定された。故郷に戻れると期待したが、その後46年間も軍港の基地に簡単に入れない状況が続いている。それによって、沖縄県や那覇市は基地交付金を受け、市街化区域ゆえの高い固定資産税を地主から受け取っている。那覇軍港以外の防衛施設はすべて市街化調整区域で本来低い固定資産税だ。

「土地造成に伴う20ヘクタール以上の条例改正案」は返還予定の駐留軍用地（米軍用地）の跡地利用や大型観光リゾート施設の開発などに影響を与える。

「新県立八重山病院の敷地内薬局」は、かかりつけ薬剤師や地域包括ケアなどの方針と逆行する。

全国の約8割の39の府県が50ヘクタール以上で、沖縄県は20ヘクタール（60,500坪）、正方形の土地にすると一辺が447メートルの狭大な土地に環境アセスメントをかけることになる。

なぜこのタイミングで条例改正をしなければならぬのか。

3月11日に石垣島市長選挙を控え、翁長県政を支える革新勢力による石垣島の自衛隊駐屯地の整備計画の邪魔をするのが狙いだという話もあるがそれは事実だろう。駐留軍用地の返還も大幅に遅れる。簡単に返還されたら困る革新勢力もいるようだ。

環境保全と経済のバランスをとりながら沖縄県の発展を考え現実的に実行するのを知事の重要な仕事だが、今の知事はそうではない。残念だが、この条例案は議会の数の力で3月28日の最終本会議で可決される可能性が高い。

沖縄県の経済発展の大きな足かせになるだろう。

また琉球新報には今年10月に新薬移転

て開院予定の県立八重山病院内に県外大手の調剤薬局が敷地内薬局を開設する動きがあることが掲載されている。

県立病院で県内での実績もない県外の手調剤薬局による敷地内薬局設置は言語道断で理解できない。

地域の薬局の首を絞めることになるし、国の方針である医薬分業、患者のための薬局ビジョン、地域包括ケアやかかりつけ薬剤師の推進などに逆行する話だ。

2016年、規制緩和で敷地内薬局が導入されたが、日本薬剤師会を始め薬剤師関連団体は軒並み敷地内薬局に反対している。

百歩譲って民間病院の敷地内ならいざ知らず、県立病院での敷地内薬局を認めたら大いなる禍根を残すことになるし沖縄県の病院行政としては全国的に恥ずかしい話になるだろう。

先日、防衛省の統合幕僚幹部が去年の10月から12月に中国の戦闘機が沖縄本島と宮古島の間の宮古海峡を通過するなど、防空識別圏に侵入した事例は23件と正式に公表した。その後の行先は、小笠原諸島とグアムを結ぶ第二列島線の突破に向けた訓練を何度も繰り返している状況だ。

つまり、軍事上の国防ラインが中国にあって、小笠原からグアムにかけての第二列島線ということだ。国境線に国防ラインはつくるのではなく、相手の主要都市あるいは軍事の司令塔がある都市の後背地につく。中国は、もう既にこの第二列島ライン

平成30年6月
第4回定例会

尖閣の中国公船の領海侵犯や日本の防空識別圏に中国軍用機がどんどん入ってきている。航空自衛隊那覇基地からのスクランブルは世界一。ほとんど中国の戦闘機に対応する状況だ。

北朝鮮による拉致被害者のうち沖縄県は何人いるのか。県警のホームページの情報（26名掲載）だけではなく、家族会の皆さんとも情報の確認をしてほしい（家族会の関係者で33人）。県庁舎など公共施設に啓蒙活動の一環でポスターを貼る必要があるのではないか。

を国防の軍事用のラインにしているが、それをさらに広げようとしている。

外交防衛は国の専横事項という話もあるが、基地が集中する沖縄県なので、県庁の中に基地対策担当だけではなく、東アジアの安全保障も含めた全体的な情報収集・調査・分析するセクションがあってもいいと思う。

今あるワシントン事務所もぜひフル活用して、目まぐるしく変わる今の東アジアの状況に対応できるようにしてほしい。



政務活動のみでの支出であるので、全額充当

資料購入費

領 収 証

No 000580

山川 典二 様

金額 2,160-

収入印紙

但し、八重山日報 沖縄本島版 平成30年4月分購読料として
上記正に領収いたしました。

平成 31 年 2 月 6 日



株式会社 八重山日報社

代表取締役 宮 良之 薫

沖縄本島支局 〒900-0015
沖縄県那覇市久茂地1-2-20 OTV國和プラザ1階104-2号室
TEL.098-975-5304 FAX.098-975-5303

内 訳	
現金	(2/6) 2,160
小切手	
手形	
振込	

領 収 証

No 000581

山川 典二 様

金額 2,160-

収入印紙

但し、八重山日報 沖縄本島版 平成30年5月分購読料として
上記正に領収いたしました。

平成 30 年 6 月 20 日



株式会社 八重山日報社

代表取締役 宮 良之 薫

沖縄本島支局 〒900-0015
沖縄県那覇市久茂地1-2-20 OTV國和プラザ1階104-2号室
TEL.098-975-5304 FAX.098-975-5303

内 訳	
現金	
小切手	
手形	
振込	(7/20) 2,160

領 収 証

No 000286

山川 典二 様

金額 2,160-

収入印紙

但し、八重山日報 沖縄本島版 6月分購読料として
上記正に領収いたしました。

平成 30 年 7 月 20 日



株式会社 八重山日報社

代表取締役 宮 良之 薫

沖縄本島支局 〒900-0015
沖縄県那覇市久茂地1-2-20 OTV國和プラザ1階104-2号室
TEL.098-975-5304 FAX.098-975-5303

内 訳	
現金	
小切手	
手形	
振込	(7/20) 2,160

政務活動のみでの支出であるので、全額充当

資料購入費

領 収 証

No 000331

山川 典二

様

金額 ¥2,160-

収入印紙

但し、八重山日報 沖縄本島版 7月分購読料として
上記正に領収いたしました。

平成30年 8月20日



株式会社 八重山日報社

代表取締役 宮 良

沖縄本島支局 〒900-0015
沖縄県那覇市久茂地1-2-20 OTV國和プラザ1階104-2号室
TEL.098-975-5304 FAX.098-975-5303

内 訳	
現金	
小切手	
手形	
振込	(8/20) 2,160

領 収 証

No 000365

山川 典二

様

金額 ¥2,160-

収入印紙

但し、八重山日報 沖縄本島版 8月分購読料として
上記正に領収いたしました。

平成30年 9月20日



株式会社 八重山日報社

代表取締役 宮 良

沖縄本島支局 〒900-0015
沖縄県那覇市久茂地1-2-20 OTV國和プラザ1階104-2号室
TEL.098-975-5304 FAX.098-975-5303

内 訳	
現金	
小切手	
手形	
振込	(9/20) 2,160

領 収 証

No 000384

山川 典二

様

金額 ¥2,160-

収入印紙

但し、八重山日報 沖縄本島版 9月分購読料として
上記正に領収いたしました。

平成30年 10月22日



株式会社 八重山日報社

代表取締役 宮 良

沖縄本島支局 〒900-0015
沖縄県那覇市久茂地1-2-20 OTV國和プラザ1階104-2号室
TEL.098-975-5304 FAX.098-975-5303

内 訳	
現金	
小切手	
手形	
振込	(10/22) 2,160

政務活動のみでの支出であるので、全額充当

資料購入費

領 収 証

No 000412

山川 典二 様

金額 2,160-

収入印紙

但し、八重山日報 沖縄本島版 10月分購読料として
上記正に領収いたしました。

平成 30 年 11 月 20 日

内 訳	
現金	
小切手	
手形	
振込	(1/20) 2,160



株式会社 八重山日報社

代表取締役 宮 良

沖縄本島支局 〒900-0015
沖縄県那覇市久茂地1-2-20 OTV國和プラザ1階104-2号室
TEL.098-975-5304 FAX.098-975-5303

領 収 証

No 000478

山川 典二 様

金額 2,160-

収入印紙

但し、八重山日報 沖縄本島版 11月分購読料として
上記正に領収いたしました。

平成 30 年 12 月 20 日

内 訳	
現金	
小切手	
手形	
振込	(1/20) 2,160



株式会社 八重山日報社

代表取締役 宮 良

沖縄本島支局 〒900-0015
沖縄県那覇市久茂地1-2-20 OTV國和プラザ1階104-2号室
TEL.098-975-5304 FAX.098-975-5303

領 収 証

No 000510

山川 典二 様

金額 2,160-

収入印紙

但し、八重山日報 沖縄本島版 12月分購読料として
上記正に領収いたしました。

平成 31 年 1 月 21 日

内 訳	
現金	
小切手	
手形	
振込	(1/21) 2,160



株式会社 八重山日報社

代表取締役 宮 良

沖縄本島支局 〒900-0015
沖縄県那覇市久茂地1-2-20 OTV國和プラザ1階104-2号室
TEL.098-975-5304 FAX.098-975-5303

政務活動のみでの支出であるので、金額充当

資料購入費

領収書

山川 典二 様

収入印紙

金額 ￥ 2,160 —

但し、平成31年1月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
入金日 平成31年2月20日



株式会社八重山日報社沖縄本島支局
代表取締役 宮良 薫
〒900-0025 沖縄県那覇市壺川1-3-4
沖縄メディアモールビル4階



領収者印



領収書

山川 典二 様

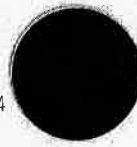
収入印紙

金額 ￥ 2,160 —

但し、平成31年2月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
入金日 平成31年3月20日



株式会社八重山日報社沖縄本島支局
代表取締役 宮良 薫
〒900-0025 沖縄県那覇市壺川1-3-4
沖縄メディアモールビル4階



領収者印



経費区分別支出一覧表

経費区分

事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/9	家賃(4月)日割り18日分	29,400	全額	29,400
毎月払	家賃(5月～3月)	539,000	全額	539,000
4/9	駐車場代(4月)日割り18日分	4,536	全額	4,536
毎月払	駐車場代(5月～3月)	83,160	全額	83,160
4/9	仲介手数料	60,480	全額	60,480
7/27	水道代(6・7月分)	2,496	全額	2,496
9/27	水道代(8・9月分)	2,496	全額	2,496
11/27	水道代(10・11月分)	2,551	全額	2,551
1/27	水道代(12・1月分)	2,496	全額	2,496
3/27	水道代(2・3月分)	2,496	全額	2,496
5/31	電気代(5月分)	305	全額	305
7/9	電気代(6月分)	422	全額	422
8/30	電気代(7月分)	422	全額	422
8/30	電気代(8月分)	422	全額	422
9/28	電気代(9月分)	1,374	全額	1,374
10/31	電気代(10月分)	2,401	全額	2,401
1/8	電気代(11月分)	1,848	全額	1,848
1/7	電気代(12月分)	1,734	全額	1,734
1/31	電気代(1月分)	1,536	全額	1,536
2/27	電気代(2月分)	1,185	全額	1,185
3/28	電気代(3月分)	1,289	全額	1,289
4/17	電気代(3月分)日割り	1,167	全額	1,167
事務所費 充当合計				743,216

政務活動のみでの支出であるので、全額充当

事務所費

家賃
仲介手数料

領収証

2018年 4月 9日

山川 典二 様

¥ 60,480

上記金額正に領収いたしました
但し トーマス国場903 仲介手数料として



(株)マルユウハウジー

〒901-2133 浦添市城間3丁目3番10
電話 (098) 876-1124

担当印

領収証

2018年 4月 9日

山川 典二 様

¥ 35,736

上記金額正に領収いたしました
但し 4月分家賃ほか日割り分として

内訳	
家賃	29,400
共益費	1,800
敷金	
水道料	
駐車料	4,536
手数料	
礼金	
衛生費	
浄水器リース	
更新料	
保険料	
遅延料	

トーマス国場 903号室

印
紙

(株)マルユウハウジー

〒901-2133 浦添市城間3丁目3番10
電話 (098) 876-1124

担当印

政務活動のみでの支出であるので、金額充当

事務所費

家賃

領収証

年 月 日

山川 典二 様

¥ 61,060

上記金額正に領収いたしました
但し 5月分家賃ほかとして

トーマス国場 903号室



(株)マルユウハウジー

〒901-2133 浦添市城間3丁目3番10

電話 (098) 876-1124

担当印



内 訳	
家賃	49,000
共益費	3,000
敷金	
水道料	
駐車料	7,560
手数料	
礼金	
衛生費	1,500
浄水器リース	
更新料	
保険料	
遅延料	

領収証

2018年 5月 28日

山川 典二 様

¥ 61,384

上記金額正に領収いたしました
但し 6月分家賃ほかとして

トーマス国場 903号室



(株)マルユウハウジー

〒901-2133 浦添市城間3丁目3番10

電話 (098) 876-1124

担当印



内 訳	
家賃	49,000
共益費	3,000
敷金	
水道料	
駐車料	7,560
手数料	324
礼金	
衛生費	1,500
浄水器リース	
更新料	
保険料	
遅延料	

家賃・駐車料(来客専用)水道料は(2ヶ月ごとに1回充当)

政務活動のみでの支出であるので、全額充当

事務所費

家賃

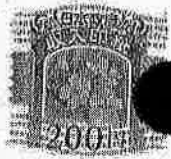
領収証

山川 典二 様

¥ 61,384

上記金額正に領収いたしました
但し 7月分家賃ほかとして

トーマス国場 903号室



(株)マルユウハウジング

〒901-2133 浦添市城間3丁目3番10

電話 (098) 876-1124

2018年 6月 27日

	内訳
家賃	49,000
共益費	3,000
敷金	
水道料	
駐車料	7,560
手数料	324
礼金	
衛生費	1,500
浄水器リース	
更新料	
保険料	
遅延料	

担当印



領収証

山川 典二 様

¥ 63,880

上記金額正に領収いたしました
但し 8月分家賃ほかとして

トーマス国場 903号室



(株)マルユウハウジング

〒901-2133 浦添市城間3丁目3番10

電話 (098) 876-1124

2018年 7月 27日

	内訳
家賃	49,000
共益費	3,000
敷金	
水道料	2,496
駐車料	7,560
手数料	324
礼金	
衛生費	1,500
浄水器リース	
更新料	
保険料	
遅延料	

担当印



家賃・駐車料(来客専用)水道料は(2ヶ月ごとに1回充当

政務活動のみでの支出であるので、全額充当

事務所費

家賃

領収証

山川 典二 様

¥ 61,384

上記金額正に領収いたしました

但し 9月分家賃ほかとして

トーマス国場 903号室



(株)マルユウハウジー
〒901-2133 浦添市城間3丁目3番10
電話 (098) 876-1124

2018年 8月27日

内訳	
家賃	49,000
共益費	3,000
敷金	
水道料	
駐車料	7,560
手数料	324
礼金	
衛生費	1,500
浄水器リース	
更新料	
保険料	
遅延料	

担当印



領収証

山川 典二 様

¥ 63,880

上記金額正に領収いたしました

但し 10月分家賃ほかとして

トーマス国場 903号室



(株)マルユウハウジー
〒901-2133 浦添市城間3丁目3番10
電話 (098) 876-1124

2018年 9月27日

内訳	
家賃	49,000
共益費	3,000
敷金	
水道料	2,496
駐車料	7,560
手数料	324
礼金	
衛生費	1,500
浄水器リース	
更新料	
保険料	
遅延料	

担当印



家賃・駐車料(来客専用)水道料は(2ヶ月ごとに1回充当)

政務活動のみでの支出であるので、全額充当

事務所費

家賃

領収証

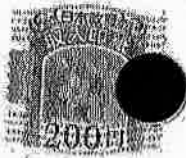
山川 典二 様

¥ 61,384

上記金額正に領収いたしました

但し 11月分家賃ほかとして

トーマス国場 903号室



(株)マルユウハウジング

〒901-2133 浦添市城間3丁目3番10

電話 (098) 876-1124

2018年10月29日

内訳	
家賃	49,000
共益費	3,000
敷金	
水道料	
駐車料	7,560
手数料	324
礼金	
衛生費	1,500
浄水器リース	
更新料	
保険料	
遅延料	

担当印



領収証

山川 典二 様

¥ 63,935

上記金額正に領収いたしました

但し 12月分家賃ほかとして

トーマス国場 903号室



(株)マルユウハウジング

〒901-2133 浦添市城間3丁目3番10

電話 (098) 876-1124

2018年11月27日

内訳	
家賃	49,000
共益費	3,000
敷金	
水道料	2,551
駐車料	7,560
手数料	324
礼金	
衛生費	1,500
浄水器リース	
更新料	
保険料	
遅延料	

担当印



家賃: 駐車料(来客専用) 水道料は(2ヶ月ごとに1回充当)

政務活動のみでの支出であるので、全額充当

事務所費

家賃

領 収 証

山川 典二 様

¥ 61,384

上記金額正に領収いたしました
但し 1月分家賃ほかとして

トーマス国場 903号室



(株)マルユウハウジング

〒901-2133 浦添市城間3丁目3番10

電話 (098) 876-1124

2018年12月27日

内 訳	
家賃	49,000
共益費	3,000
敷金	
水道料	
駐車料	7,560
手数料	324
礼金	
衛生費	1,500
浄水器リース	
更新料	
保険料	
遅延料	

担当印



領 収 証

山川 典二 様

¥ 63,880

上記金額正に領収いたしました
但し 2月分家賃ほかとして

トーマス国場 903号室



(株)マルユウハウジング

〒901-2133 浦添市城間3丁目3番10

電話 (098) 876-1124

2019年1月28日

内 訳	
家賃	49,000
共益費	3,000
敷金	
水道料	2,496
駐車料	7,560
手数料	324
礼金	
衛生費	1,500
浄水器リース	
更新料	
保険料	
遅延料	

担当印



家賃・駐車料(来客専用)水道料は(2ヶ月ごとに1回充当)

政務活動のみでの支出であるので、全額充当

事務所費

家賃

領収証

山川 典二 様

¥ 61,384

上記金額正に領収いたしました

但し 3月分家賃ほかとして

トーマス国場 903号室



(株)マルユウハウジング

〒901-2133 浦添市城間3丁目3番10

電話 (098) 876-1124

2019年 2月27日

	内訳
家賃	49,000
共益費	3,000
敷金	
水道料	
駐車料	7,560
手数料	324
礼金	
衛生費	1,500
浄水器リース	
更新料	
保険料	
遅延料	

担当印



領収証

山川 典二 様

¥ 63,880

上記金額正に領収いたしました

但し 4月分家賃ほかとして

トーマス国場 903号室



(株)マルユウハウジング

〒901-2133 浦添市城間3丁目3番10

電話 (098) 876-1124

2019年 3月27日

	内訳
家賃	49,000
共益費	3,000
敷金	
水道料	2,496
駐車料	7,560
手数料	324
礼金	
衛生費	1,500
浄水器リース	
更新料	
保険料	
遅延料	

担当印



家賃・駐車料(来客専用)水道料は(2ヶ月ごとに1回充当)

4月分家賃領収書→水道料のみ(2.3月分)充当 2,496円

政務活動のみでの支出であるので、全額充当

事務所費

電気代

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座記号番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社
H30年 5月分	4月13日	5月3日	ご使用量	0 kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円				
振込額	3 0 5				
電気番号	12293-423-1-3	ご契約種別(英通参照)	20	消費税率相当額(再掲)円	22
ご依頼人住所氏名	山川 典二 様 那覇市字国場 1169-3 トーマス国場 903 山川 典二 様				
支払期日(裏面参照)	H30年 6月 4日				
金融機関取扱期限日	H30年 6月14日 まで				
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日	H30年 6月24日 まで				
料金	日 附 印				
備考					

この受領証は、大切に保管してください。

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座記号番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社
H30年 6月分	5月4日	6月4日	ご使用量	0 kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円				
振込額	4 2 2				
電気番号	12293-423-1-3	ご契約種別(英通参照)	20	消費税率相当額(再掲)円	31
ご依頼人住所氏名	山川 典二 様 那覇市字国場 1169-3 トーマス国場 903 山川 典二 様				
支払期日(裏面参照)	H30年 7月 5日				
金融機関取扱期限日	H30年 7月13日 まで				
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日	H30年 7月25日 まで				
料金	日 附 印				
備考					

この受領証は、大切に保管してください。


(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

コンビニエンスストア・MMK未設置店専用振込票
(BILL accepted at convenience store)

※コンビニ等取扱期限日
(Last Date at Convenience stores) 30年 9月 6日

(注)上記期限日まではコンビニエンスストア等でのお支払いが可能です。


山川 典二 様

平成 30年 7月分 (Month of Issue)	振込額		422円	消費税	31円
電気番号 (Customer Number)	店所	作業区	店舗日付印		
12293-423-1-3	201	3625			
ご契約名義	山川 典二				
専用連絡先	沖縄電力株式会社 那覇支店				
	0570-036-300 (コールセンター)				

【電気料金振込受領証】 (PHS・IP電話 098-993-7777)
上記お振込金額を受領いたしました。
被振込人 沖縄電力株式会社

お客さま用

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座記号番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社
H30年 8月分	7月5日	8月3日	ご使用量	0 kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円				
振込額	4 2 2				
電気番号	12293-423-1-3	ご契約種別(英通参照)	20	消費税率相当額(再掲)円	31
ご依頼人住所氏名	山川 典二 様 那覇市字国場 1169-3 トーマス国場 903 山川 典二 様				
支払期日(裏面参照)	H30年 9月 3日				
金融機関取扱期限日	H30年 9月13日 まで				
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日	H30年 9月23日 まで				
料金	日 附 印				
備考					

この受領証は、大切に保管してください。

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

政務活動のみでの支出であるので、全額充当

事務所費

電気代

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座記号番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社
H30年 9月分	8月4日~9月5日		ご使用量	47 kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円				
振込額	1 3 7 4				
電気番号	12293- 423-1-3	ご契約種別(従量制)	20	消費税等相当額(円)	101
ご依頼人住所氏名	山川 典二 様 那覇市字国場 1169-3 トーマス国場 903 山川 典二 様				
支払期日(裏面参照)	H30年10月9日				
金融機関取扱期限日	H30年10月19日				
ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニ等取扱期限日	H30年10月29日				
料金	72038 18,928				日附印
備考					

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

この受領証は、大切に保管してください。

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座記号番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社
H30年 10月分	9月6日~10月3日		ご使用量	86 kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円				
振込額	2 4 0 1				
電気番号	12293- 423-1-3	ご契約種別(従量制)	20	消費税等相当額(円)	177
ご依頼人住所氏名	山川 典二 様 那覇市字国場 1169-3 トーマス国場 903 山川 典二 様				
支払期日(裏面参照)	H30年11月5日				
金融機関取扱期限日	H30年11月15日				
ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニ等取扱期限日	H30年11月25日				
料金	72038 18,103				日附印
備考					

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

この受領証は、大切に保管してください。

コンビニエンスストア・MMK端末設置店専用振込票

(BILL accepted at convenience store)

※コンビニ等取扱期限日 (Last Date at Convenience stores) 31年 1月 9日

(注)上記期限日まではコンビニエンスストア等でのお支払いが可能です。

山川 典二

様

平成30年11月分 (Month of Issue)	金額	1,848円	消費税	136円
電気番号 (Customer Number)	店所	作業区		
12293- 423-1-3	201	3625		
ご契約名義	山川 典二			
専用連絡先	沖縄電力株式会社 那覇支店 0570-036-300 (コールセンター)			



【電気料金振込受領証】 (PHS・IP電話 098-993-7777)

上記お振込金額を受領いたしました。

被振込人 沖縄電力株式会社

お客様専用

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座記号番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社
H30年 12月分	11月5日~12月5日		ご使用量	60 kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円				
振込額	1 7 3 4				
電気番号	12293- 423-1-3	ご契約種別(従量制)	20	消費税等相当額(円)	128
ご依頼人住所氏名	山川 典二 様 那覇市字国場 1169-3 トーマス国場 903 山川 典二 様				
支払期日(裏面参照)	H31年 1月 7日				
金融機関取扱期限日	H31年 1月17日				
ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニ等取扱期限日	H31年 1月27日				
料金	72038 21,218.5				日附印
備考	検取③ 19.1.07 ローソン豊見城 真玉橋店				

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

この受領証は、大切に保管してください。

政務活動のみでの支出であるので、全額充当

事務所費

電気代

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座記号番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社
H31年 1月分	12月 6日~	7日	ご使用量	51 kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円				
振込元	1 5 3 6				
電気番号	12293- 423-1-3	ご契約種別(表面参照)	20	消費税等相当額(再掲)	112
ご依頼人住所氏名	山川 典二 様 那覇市字国場 1169-3 トーマス国場 903 山川 典二 様				
支払期日(裏面参照)	H31年 2月 7日				
金融機関取扱期限日	H31年 2月 15日				
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日	H31年 2月 27日				
料金	日 附 印 検収③ 212185 附 19.1.31 印-ソソ豊見城 貴玉橋店				
備考					

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

この受領証は、大切に保管してください。

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座記号番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社
H31年 2月分	1月 8日~	2月 4日	ご使用量	38 kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円				
振込元	1 1 8 5				
電気番号	12293- 423-1-3	ご契約種別(表面参照)	20	消費税等相当額(再掲)	87
ご依頼人住所氏名	山川 典二 様 那覇市字国場 1169-3 トーマス国場 903 山川 典二 様				
支払期日(裏面参照)	H31年 3月 7日				
金融機関取扱期限日	H31年 3月 15日				
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日	H31年 3月 27日				
料金	日 附 印 72312 19.2.27 糸淵順 カサリマツ				
備考					

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

この受領証は、大切に保管してください。

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座記号番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社
H31年 3月分	2月 5日~	3月 4日	ご使用量	42 kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円				
振込元	1 2 8 9				
電気番号	12293- 423-1-3	ご契約種別(表面参照)	20	消費税等相当額(再掲)	95
ご依頼人住所氏名	山川 典二 様 那覇市字国場 1169-3 トーマス国場 903 山川 典二 様				
支払期日(裏面参照)	H31年 4月 4日				
金融機関取扱期限日	H31年 4月 12日				
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日	H31年 4月 24日				
料金	日 附 印 72038 19.3.28 那覇市 カサリマツ				
備考					

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

この受領証は、大切に保管してください。

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座記号番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社
H31年 4月分	3月 5日~	4月 3日	ご使用量	43 kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円				
振込元	1 2 9 7				
電気番号	12293- 423-1-3	ご契約種別(表面参照)	20	消費税等相当額(再掲)	96
ご依頼人住所氏名	山川 典二 様 那覇市字国場 1169-3 トーマス国場 903 山川 典二 様				
支払期日(裏面参照)	H31年 5月 7日				
金融機関取扱期限日	H31年 5月 17日				
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日	H31年 5月 27日				
料金	日 附 印 07225 19.4.17 糸淵末須 カサリマツ				
備考					

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

この受領証は、大切に保管してください。

$$1.297 \times \frac{27}{30} = 1.167$$

1.167円

事務所概要申告票

議員名 山川典二

1. 物件の所在

住所	沖縄県那覇市国場1169-3 トーマス国場903
電話番号	098-851-4305

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 [XXXXXXXXXX]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

山川典二 

賃貸人 氏名 XXXXXXXXXX

住所 XXXXXXXXXX

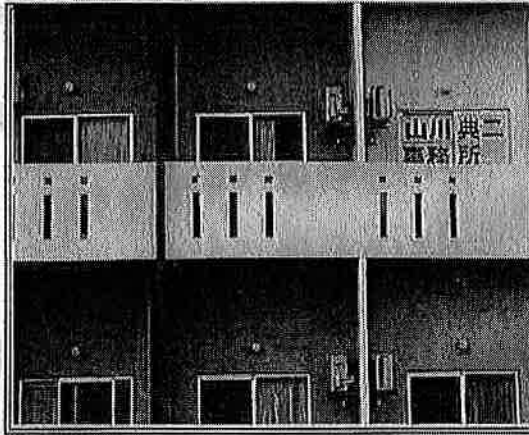
事務所費充当状況申告票

議員名 山川典二

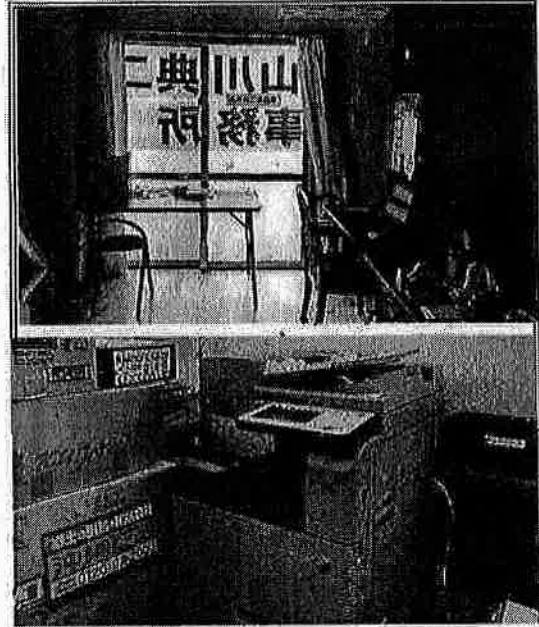
1. 事務所の状況

住所	那覇市国場1169-3 トーマス国場903
----	-----------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明 :

政務事務所のみで使用の為 全額充当

(関係経費)

家賃(月額)	49,000 円
駐車場代(月額)	7,560 円
水道代(2か月毎)	平均2,496円(変動あり)
その他	仲介手数料 60,480 円

(充当額)

家賃(月額)	49,000 円
駐車場代(月額)	7,560 円
水道代(2か月毎)	平均2,496円(変動あり)
その他	仲介手数料 60,480 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

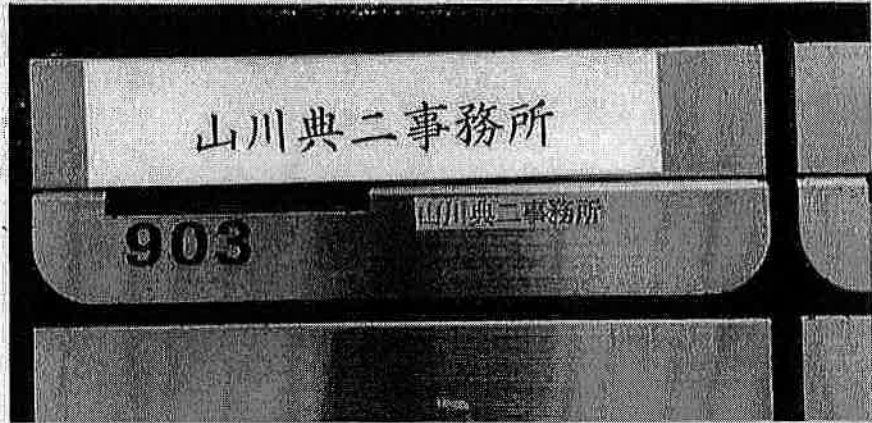
沖縄県議会議員

山川典二 (印)

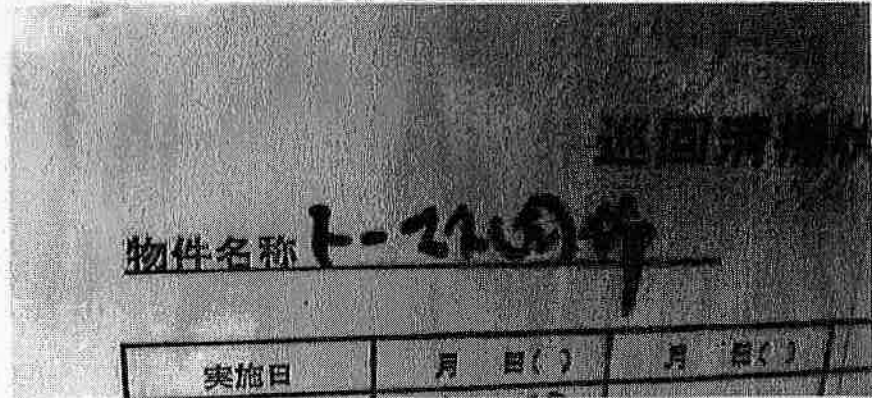
玄関



郵便受け



物件表示



貸室賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX と賃借人 山川 典二 との間に次の通り貸室賃貸借契約を締結する。

(賃貸借物件)

第1条 賃貸人は、その所有に係る下記表示の物件（以下「本物件」という）を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借するものとする。

建物名称及び所在地	名称	トーマス国場		
	所在地	沖縄県那覇市国場1169-3		
	部屋No.	903号室	面積	19.60㎡
	構造	非木造（RC造り）	種類	共同住宅
	間取り	1K（洋6.2K2.3）	総戸数	42戸
	工事完了	平成30年3月（大規模修繕工事を 年 実施）		

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は下記に記載する通りとし、契約期間満了後、引続き入居する場合契約更新の手続きをしなければならない。

又、契約更新時には更新事務手数料に対し合意するものとする。

契約期間	平成30年 4月 13日から起算し平成32年 4月 12日までの2年間
------	-------------------------------------

(使用目的)

第3条 本物件については住居使用とし賃借人及び居住者（入居申込時に申告した）のみが入居するものとする。但し、本契約後の変更については賃貸人の承諾を要するものとする。

(賃料等の支払い)

第4条 月額賃料等は下記に記載するとおりとし毎月27日迄に前家賃分を賃貸人の指定する方法にて支払うものとする。但し、1ヵ月未満の賃料等については契約月の実日数を以って日割計算とする。

又、賃料等の請求時に要する口座振替及び振込手数料については賃借人の負担とする。

(賃料等に於いて、通常損耗・経年劣化等の原状回復費用は含まれないものとする。)

賃料	49,000円	安心サービス	1,500円	駐車料	7,000円
共益費	3,000円	浄水器	1,000円	(税別)	区画 No.2

(賃料等の改定)

第5条 賃貸人は土地又は建物に対する公租公課その他の負担金額、若しくは物価上昇等、経済事情の変動が発生した場合には賃料等の改定を請求することができる。

又、賃料の増額がなされた場合、賃借人は直ちに新賃料の1ヵ月分に相当するまで敷金不足額を預けなければならない。

3日

(諸料金等)

第6条 賃料等の他、安心サービス・電気・ガス・水道等の基本料金及び使用料金は各々の関係機関又は管理会社の請求により、賃借人及び居住者が直接別途支払うものとする。
又、本物件を明け渡す場合は上記料金を完済し、その領収証を賃貸人又は管理会社に提示するものとする。

(期間違約損害金)

第7条 賃借人は本契約に定める期間内にて、本契約の解約及び解除に至る場合については次の各号についての期間違約損害金の請求を負うものとする。

- ① 本契約期間を1年未満に解約した場合、契約不履行として賃料1ヵ月相当の期間違約損害金の請求を負うものとする。
- ② 本契約期間を2年未満に解約した場合、契約不履行として賃料1ヵ月相当に対して30%の期間違約損害金の請求を負うものとする。
- ③ 本契約期間満了後に於いての期間違約損害金の効力は失われるものとする。

(賃借人の注意義務)

第8条 賃借人及び居住者は本物件及びその共有部分を善良なる管理者の注意義務を以って、使用しなければならない。

(修繕義務と費用負担義務)

第9条 本物件又はその造作物の維持保全のため修理の必要が生じた場合、賃借人は速やかにその旨を賃貸人又は管理会社へ通知しなければならない。
又、賃貸人は賃借人の又は居住者の過失、取扱いの誤り等に基づく場合を除き、本物件及びその付帯設備器具等を修理しなければならない。但し、室内電球類等の取り替え、その他日常使用による極めて軽微な損耗の小修理費又は小作業は賃借人の負担とする。

(損害賠償)

第10条 賃借人及び居住者の故意又は過失等により本物件に損害が生じた場合には、賃貸人に対し、損害賠償の責を負うものとする。

(契約の消滅)

第11条 天災、地変、その他賃貸人の責に帰すことのできない事由により、本物件の通常使用が不能となり本契約の目的が達成できない場合、本契約は当然に終了するものとする。
又、その場合、賃借人に生じた損害について賃貸人はその責めを負わないものとする。

(届け出又は通知義務)

第12条 賃借人は、次の各号に該当する場合は直ちにその旨を賃貸人に届け出又は通知をするものとする。

- ① 賃借人又は居住者が、本物件を長期間に亘って不在にすること。
- ② 賃借人又は連帯保証人の住所、氏名、電話番号、勤務先その他に変更が生じたとき。
- ③ 第13条に定める事由が生じたとき。